

漁業法第64条第4項の規定により聴いた胆振海区漁業調整委員会の意見の概要

1 意見の概要

海区漁場計画案は適当

2 意見の処理の結果

適当であると答申されたことから、案のとおり海区漁場計画を作成

3 その他

令和4年3月29日開催の第22期第8回胆振海区漁業調整委員会において、当該海区漁場計画は適当であると議決された